

(社) 日本作業環境測定協会  
《論点等説明資料》

## 主要な論点

- 当該法人は「作業環境測定法に基づく作業環境測定士」の登録機関として指定を受けているが、政策上の位置づけ、役割を果たしていると言えるか。効率的に運営されているか。

(参考)

- ・ 設立根拠等 作業環境測定法第7条

(登録)

**第七条** 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名及び生年月日
- 三 作業環境測定士の種別
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- ・ 作業環境測定士の登録状況

年度	新 規			書 換			合計
	第一種	第二種	小計	書換	再交付	小計	
17	346	564	910	597	11	608	1,518
18	201	483	684	573	11	584	1,268
19	183	535	718	674	9	683	1,401
20	193	408	601	489	13	502	1,103
21	266	425	691	489	14	503	1,194

(次ページに続く)

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する委託費等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。
  
- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。  
併せて、9月3日付けの厚生労働大臣からの要請「役員・職員の公募についてのお願い」を踏まえ、具体的にどのような対応を行うのか。

（参考1）組織体制（平成22年4月1日現在）

- ・役員数 42名（うち常勤1）  
うち国家公務員OB 4名（うち常勤1）  
※国家公務員OB4名は平成22年7月10日付けで全員退任
- ・職員数 18名  
うち国家公務員OB 1名  
管理部門比率 22%（4/18）

（参考2）大臣要請を受けての役職員公募の方針

- ・役員・・・平成22年7月10日付けで全員退任
- ・職員・・・OB職員の退職後の採用については公募を実施予定

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

（参考）

【資産の状況】 H21年度決算 （億円）

現預金 <small>（流動資産）</small>	有価証券 <small>（流動資産）</small>	固定資産 <small>（土地・建物等）</small>	積立金・ 引当金等	その他 <small>（基本財産含む）</small>	計
1.5	0	0.2	3.4	0	5.1

内部留保率： 27%

\* 固定資産の0.2については、什器備品（581万円）、電話加入権（17万円）及び敷金（1,654万円）の合計額。

（次ページに続く）

《法人の財務状況について》

- 当該法人は、「研修センター等事業運営基金引当預金」「電算機器等引当預金」等の約2億3千万円の資産を保有しているが、これはどういう目的のものか。

(参考) 平成21年度 貸借対照表(特定資産)

➢ 研修センター等事業運営基金引当預金	20,807万円
➢ 電算機器等引当預金	2,691万円
計	23,498万円

- 単年度収支が赤字基調であった登録事務について、収支均衡を図るべく経費節減に努めるとしているが、具体的にどうするのか。

《指定登録機関》

- 当該法人は「作業環境測定法に基づく作業環境測定士」の登録機関として指定を受けているが、政策上の位置づけ、役割を果たしていると言えるか。効率的に運営されているか。

(参考)

- ・ 設立根拠等 作業環境測定法第7条

(登録)

**第七条** 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名及び生年月日
- 三 作業環境測定士の種別
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- ・ 作業環境測定士の登録状況

年度	新 規			書 換			合計
	第一種	第二種	小計	書換	再交付	小計	
17	346	564	910	597	11	608	1,518
18	201	483	684	573	11	584	1,268
19	183	535	718	674	9	683	1,401
20	193	408	601	489	13	502	1,103
21	266	425	691	489	14	503	1,194

(次ページに続く)

- 当該法人を今も登録機関として指定する必要性はあるのか。他の主体で実施することと比較して、効果的であるか。

(参考1) 日測協で行っている他の事業活動の実施状況

- ・ 作業環境測定士登録講習
- ・ 作業環境測定士ブラッシュアップ講習
- ・ 総合精度管理事業
- ・ 第30回作業環境測定研究発表会の開催

(参考2) 他の登録制度の状況（士業など）

- ・ 弁護士（弁護士法第8条） 日本弁護士連合会に備える名簿に登録が必要。
- ・ 行政書士（行政書士法第6条） 日本行政書士会連合会に備える名簿に登録が必要。
- ・ 技術士（技術士法第32条） 日本技術士会に備える技術士名簿に登録が必要。
- ・ 計量士（計量法第122条） 経済産業大臣に登録を受けることが必要。

- 「作業環境測定士」の「試験」を担当する（財）安全衛生試験技術協会の省内仕分け結果（前回対象）を踏まえ、

- ・ 事業ごと（試験事業・登録事業）の収支状況をわかりやすく公表することとしているが、いつ、どのような形で実施するのか。
- ・ 受験者が減少する中、（財）安全衛生試験技術協会は資格の周知を図ることとしているが、当会ではどのような対策を実施するのか。

(参考)

- ・ (財)安全衛生技術試験協会の概要

設立 昭和51年4月1日

所在地 東京都

事務・事業 労働安全衛生法に基づく18種類の免許試験の実施事務、労働安全・労働衛生コンサルタント試験の実施事務、作業環境測定士試験の実施事務

(次ページに続く)

- 当該法人の登録手数料は、登録のコストに見合った適切な額が設定されているのか。状況に応じて、適切な見直しが行われているか。

(参考) 作業環境測定士登録手数料、再交付・書換手数料の経緯

改正施行日	S50.8.1 (政令施行日)	S53.10.1	S56.4.1	S59.4.1	S62.4.1	H1.4.1	H3.4.1	H6.4.1	H9.4.1	H12.4.1
作業環境測定士登録手数料	10,000円	12,000円	13,000円	14,000円	18,000円	18,300円	22,000円	24,000円	25,300円	25,800円
作業環境測定士登録証の再交付・書換手数料	1,000円	→	1,500円	→	2,300円	→	2,500円	3,050円	3,150円	3,450円

- 当該法人の登録機関としての会計区分は明確になっているか（登録手数料、入会金、会費等の収支区分）。支出内訳は妥当であるか（人件費、事務費等管理費が過大になっていないか）。

(参考) 登録事務については、「登録事務特別会計」を設置して、区分経理を実施。

- 作業環境測定士の登録にあたり、試験合格者に対して別途「実技講習」を義務づけているのは何故か。妥当性はあるのか。

(参考)

- ・実施根拠 作業環境測定法第5条

(作業環境測定士の資格)

**第五条** 作業環境測定士試験(以下「試験」という。)に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習(以下「講習」という。)を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

- ・実技講習の必要性

作業環境測定を行う工場内部等は、使用されている化学薬品、作業行程、機械等が測定場所毎に千差万別である。こうした状況において作業環境中の有害物質の濃度等を正確に測定するためには、測定機器の配置場所の設定、測定時期の設定(どの行程において測定を行うか)等について高度な専門性が求められる。したがって、筆記試験において知識を確認するだけでは、労働者の衛生基準を守る基本数値となる有害物等の測定を公正かつ的確に実施することは困難であることから、筆記試験の合格者に対し、実技講習を課すこととしているところである。

- ・実技講習実施団体及びそれぞれの団体の講習料について

(社) 日本作業環境測定協会以外で実技講習を実施している団体は以下のとおり。

なお、各団体における講習料は、同一額の状況にある。

(団体名)

- 社団法人 関西労働衛生技術センター
- 財団法人 労働科学研究所
- 株式会社 大同分析リサーチ
- 財団法人 日本アイソトープ協会